

議案第41号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年9月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の62の2の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第4条」を「第4条第1項及び第4項」に改め、同表の63の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「医薬品の販売業」の次に「（配置販売業及び卸売販売業を除く。以下同じ。）」を加え、「（配置販売業及び卸売販売業を除く。）」を削り、同表の64の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「第45条」を「第1条の5」に改め、「薬局開設又は」の次に「同令第45条の規定に基づく」を加え、「（配置販売業及び卸売販売業を除く。）」を削り、同表の65の項中「薬事法施行令第46条」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の6」に改め、「薬局開設又は」の次に「同令第46条の規定に基づく」を加え、「（配置販売業及び卸売販売業を除く。）」を削り、同表の65の2の項中「薬事法第12条並びに薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「第4項」を「第8項」に、「第3条第3号」を「第3条ただし書」に改め、同表の65の3の項中「薬事法第13条第1項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「第4項」を「第8

項」に改め、同表の 6 5 の 4 の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「並びに」を「の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業又は同令」に、「製造販売業又は製造業の」を「製造業の」に改め、同表の 6 5 の 5 の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「並びに」を「の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業又は同令」に、「製造販売業又は製造業の」を「製造業の」に改め、同表の 6 5 の 6 の項中「薬事法第 1 4 条第 1 項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 1 4 条第 1 項」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日から施行する。

(提案理由)

薬事法及び薬事法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。